

第 19 号議案

愛南町手数料徴収条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

愛南町手数料徴収条例の一部を改正する条例

愛南町手数料徴収条例(平成16年愛南町条例第59号)の一部を次のように改正する。

別表 2 消防法第11条第 1 項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務の部 2 消防法第11条第 1 項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査の項中「1, 180, 000円」を「1, 450, 000円」に、「1, 410, 000円」を「1, 720, 000円」に、「1, 590, 000円」を「1, 920, 000円」に、「1, 950, 000円」を「2, 360, 000円」に、「2, 270, 000円」を「2, 740, 000円」に、「4, 550, 000円」を「5, 640, 000円」に、「5, 820, 000円」を「7, 240, 000円」に、「7, 070, 000円」を「8, 790, 000円」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 3 月 8 日提出

愛南町長 清水 雅文

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたため。

愛南町手数料徴収条例 新旧対照表

| 現 行 | | | 改 正 案 | | |
|---|--|--|---|--|---|
| 本則 略 別表(第2条関係) | | | 本則 略 別表(第2条関係) | | |
| 事業の内容 | 手数料を徴収する事務 | 金額 | 事務の内容 | 手数料を徴収する事務 | 金額 |
| 1 略 | 略 | 略 | 1 略 | 略 | 略 |
| 2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務 | 1 略 2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査 | ア～エ 略 オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 危険物の貯蔵最大数量が1,000kl以上5,000kl未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,180,000円</u> (2) 危険 | 2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務 | 1 略 2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査 | ア～エ 略 オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 危険物の貯蔵最大数量が1,000kl以上5,000kl未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,450,000円</u> (2) 危険 |

| 現 行 | | | 改 正 案 | | |
|-----|--|---|-------|--|---|
| | | 物の貯蔵 最大数量 が 5,000k1 以 上 10,000k1 未満の浮 き屋根式 特定屋外 タンク貯 蔵所及び 浮き蓋付 特定屋外 タンク貯 蔵 所 <u>1,410,00</u> <u>0円</u> (3) 危険 物の貯蔵 最大数量 が 10,000k1 以 上 50,000k1 未満の浮 き屋根式 特定屋外 タンク貯 蔵所及び 浮き蓋付 特定屋外 タンク貯 蔵 所 <u>1,590,00</u> <u>0円</u> (4) 危険 物の貯蔵 最大数量 が 50,000k1 以 上 100,000k 1未満の 浮き屋根 式特定屋 外タンク 貯蔵所及 び浮き蓋 | | | 物の貯蔵 最大数量 が 5,000k1 以 上 10,000k1 未満の浮 き屋根式 特定屋外 タンク貯 蔵所及び 浮き蓋付 特定屋外 タンク貯 蔵 所 <u>1,720,00</u> <u>0円</u> (3) 危険 物の貯蔵 最大数量 が 10,000k1 以 上 50,000k1 未満の浮 き屋根式 特定屋外 タンク貯 蔵所及び 浮き蓋付 特定屋外 タンク貯 蔵 所 <u>1,920,00</u> <u>0円</u> (4) 危険 物の貯蔵 最大数量 が 50,000k1 以 上 100,000k 1未満の 浮き屋根 式特定屋 外タンク 貯蔵所及 び浮き蓋 |

| 現 行 | | | 改 正 案 | | |
|-----|--|---|-------|--|---|
| | | 付特定屋 外タンク 貯 蔵 所 <u>1,950,00</u> <u>0円</u> (5) 危険 物の貯蔵 最大数量 が 100,000k 1 以 上 200,000k 1 未 満 の 浮き屋根 式特定屋 外タンク 貯蔵所及 び浮き蓋 付特定屋 外タンク 貯 蔵 所 <u>2,270,00</u> <u>0円</u> (6) 危険 物の貯蔵 最大数量 が 200,000k 1 以 上 300,000k 1 未 満 の 浮き屋根 式特定屋 外タンク 貯蔵所及 び浮き蓋 付特定屋 外タンク 貯 蔵 所 <u>4,550,00</u> <u>0円</u> (7) 危険 物の貯蔵 最大数量 が 300,000k 1 以 上 400,000k | | | 付特定屋 外タンク 貯 蔵 所 <u>2,360,00</u> <u>0円</u> (5) 危険 物の貯蔵 最大数量 が 100,000k 1 以 上 200,000k 1 未 満 の 浮き屋根 式特定屋 外タンク 貯蔵所及 び浮き蓋 付特定屋 外タンク 貯 蔵 所 <u>2,740,00</u> <u>0円</u> (6) 危険 物の貯蔵 最大数量 が 200,000k 1 以 上 300,000k 1 未 満 の 浮き屋根 式特定屋 外タンク 貯蔵所及 び浮き蓋 付特定屋 外タンク 貯 蔵 所 <u>5,640,00</u> <u>0円</u> (7) 危険 物の貯蔵 最大数量 が 300,000k 1 以 上 400,000k |

| 現 行 | | | 改 正 案 | | |
|------|-----|---|-------|-----|---|
| | | 1 未満の 浮き屋根 式特定屋 外タンク 貯蔵所及 び浮き蓋 付特定屋 外タンク 貯 蔵 所 <u>5,820,00</u> <u>0円</u> (8) 危険 物の貯蔵 最大数量 が 400,000k 1以上の 浮き屋根 式特定屋 外タンク 貯蔵所及 び浮き蓋 付特定屋 外タンク 貯 蔵 所 <u>7,070,00</u> <u>0円</u> カ～シ 略 | | | 1 未満の 浮き屋根 式特定屋 外タンク 貯蔵所及 び浮き蓋 付特定屋 外タンク 貯 蔵 所 <u>7,240,00</u> <u>0円</u> (8) 危険 物の貯蔵 最大数量 が 400,000k 1以上の 浮き屋根 式特定屋 外タンク 貯蔵所及 び浮き蓋 付特定屋 外タンク 貯 蔵 所 <u>8,790,00</u> <u>0円</u> カ～シ 略 |
| | 3 略 | 略 | | 3 略 | 略 |
| 以下表略 | | | 以下表略 | | |